

東根市週休2日確保工事（営繕工事）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、東根市（以下「発注者」という。）が発注する営繕工事（以下「工事」という。）の工事現場において、週休2日確保工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 週休2日確保工事 この要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

（2） 週休2日 次に掲げる状態をいう。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（3） 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

（4） 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（5） 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

（6） 現場閉所（現場休息）率 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合を

いう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（7）発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式をいう。

（週休2日の達成基準）

第3条 発注者は、次に掲げる週休2日の区分に応じ、当該各号に定める判断により週休2日の達成を確認する。

（1）完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行うことで達成しているものとみなす。

（2）月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行うことで達成しているものとみなす。

（3）通期の週休2日 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

2 現場閉所（現場休息）について、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、土曜日及び日曜日を受発注者間の協議により変更できるものとし、完全週休2日（土日）に取り組む場合においては、同一の週内において変更するものとする。また、現場休息率の算出においては、現場休息日数には現場閉所日数を含むものとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日については、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第4条 この要領において週休2日確保工事の対象となるものは、東根市が発注する全ての工事とし、通期の週休2日の確保を必須とする。ただし、次に掲げる工事は、対象としない。

（1）緊急を要する工事

（2）工期が60日未満又は対象期間が30日未満の工事

(発注方式)

第5条 発注者は、発注者指定型による月単位の週休2日確保工事で発注することを原則とする。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等)

第6条 工事費の積算方法等は、次のとおりとする。

(1) 補正方法について、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、次に定める補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正するものとする。

ア 完全週休2日（土日）適用工事 山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行）において定める補正係数

イ 月単位の週休2日適用工事 山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行）において定める補正係数

(2) 当初積算方法について、発注者は、月単位の週休2日適用の達成を前提に、前号イ)により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

(3) 変更（清算）積算方法について、発注者は、変更（清算時）の積算において、現場閉所（現場休息）が完全週休2日（土日）を達成した場合は、第1号アにより労務費及び現場管理費を補正して請負代金額のうち補正分を増額変更するものとし、現場閉所（現場休息）が月単位の週休2日を未達成の場合は、補正係数を除して請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。なお、契約変更においては、東根市建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の3）第25条の規定に基づき行うものとする。

(4) 工事費の積算に用いる単価の補正方法は、別紙1に基づくものとする。

(適正な工期の確保)

第7条 発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工事後工程へのしわ寄せがないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間及び設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保する等の適正な工期を設定するものとし、特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等を参考活用するものとする。

第8条 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の

週休 2 日確保工事である旨を記載するものとする。

(現場閉所（現場休息）の確認方法等)

第 9 条 発注者は、次により現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 受注者は、工事打合簿により現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工工程表等を発注者に提出し、月単位の週休 2 日又は完全週休 2 日（土日）の確保について発注者と協議する。

(イ) 対象期間の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

イ 工事着手後

(ア) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(イ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(ウ) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

ウ その他留意事項

(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

(ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分

離で発注した工事を含む。) の調整を適切に実施する。

(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(オ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日確保工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日確保工事である旨を仮囲い等に明示する。

(工事成績評定)

第10条 工事成績評定は、別紙2に基づくものとする。

(アンケートの実施)

第11条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この告示において準用する山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行。以下「県実施要領」という。）に定める補正方法の改正が行われた場合の補正方法の適用については、当該改正があった県実施要領の施行の日以後に発注手続を行う工事から適用する。

別紙 1

週休 2 日確保工事（営繕工事）に係る積算方法等の運用について

1 工事費の積算方法

東根市週休 2 日確保工事（営繕工事）実施要領（以下「実施要領」という。）による週休 2 日確保工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 単価の補正方法等

実施要領第 6 条第 4 号による単価の補正方法については、次の定めるとおりとする。

- (1) 複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に実施要領第 6 条第 1 号の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。
- (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価と補正市場単価は、山形県営繕工事における週休 2 日確保工事実施要領（令和 5 年 7 月 1 日施行）において定める補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

※ 「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第

1章8 (3) ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領（において定める改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

(3) 物価資料の掲載価格 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領において定める補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

別紙2

週休2日確保工事（営繕工事）に係る工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所（現場休息）が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

（1）監督員の2.施工状況「II.工程管理」において、次のとおり評価を行う。

ア 完全週休2日（土日）、月単位の週休2日を達成した場合（次の2項目を評価）

- ・「適切な休日の確保を行っている。」
- ・「その他（月単位の週休2日以上を実施している。）」

イ 通期の週休2日を達成した場合（次の1項目を評価）

- ・「適切な休日の確保を行っている。」

（2）監督員の5.創意工夫〔その他〕において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の4週8休以上の場合

- ・「その他（週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

（3）総括監督員の2.施工状況「II.工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の4週8休以上の場合

- ・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」
- ・「その他（現場閉所（現場休息）による週休2日（4週8休以上）を行った。）」

※ 週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとする。